The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	言語政策と「方言」 : 方言の視点から見たベルギーの言語政策史
Author(s)	石部, 尚登
Citation	大阪大学, 2009, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/54327
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【3】

氏　　名	石　部　尚　登（いしべ なおと）
博士の専攻分野の名称	博　士（言語文化学）
学　位　記　番　号	第　２３２８８　号
学位授与年月日	平成21年６月30日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当 言語文化研究科言語文化学専攻
学　位　論　文　名	言語政策と「方言」－方言の視点から見たベルギーの言語政策史－
論文審査委員	(主査) 教　授　金崎　春幸 (副査) 教　授　渡辺　秀樹　　准教授　山下　　仁

論文内容の要旨

本研究では、ベルギーにおいて行われてきた言語政策の再考を通して、「方言」に対する言語政策の「負の効用」について考察を行う。ベルギーは「言語戦争」という用語と共にしばしば語られてきた様に、フランデレンとワロニーの言語を基軸とした激しい争いを経験してきた。そして、そのような争いの調停手段として、言語政策はベルギーの歴史において特権的な地位を享受してきた。

しかしながら、共同体問題が現在でもなお定期的にメディアを騒がせ、国家の消滅が現実味をもって語られるようになってきた一方で、言語問題それ自体についてはもはや解決済みとの判断がなされることがある。確かに、地域別一言語主義が推し進められ、連邦制への移行も経験した今、制度上は直接言語に起因する問題は生じ（得）ないと見ることも可能ではある。それ故に、平和裏に言語問題の解決を導いた言語政策には肯定的な評価が与えられる。このような「言語政策の成功例」としてのベルギー像は果たして妥当であろうか。このような疑問が本研究の出発点となる。

1830年の新国家の船出に際して、ベルギーは言語に関して二つの重要な決定を行っている。言語（使用）の自由の保障と、事実上の唯一の公用語としてのフランス語の採用である。後者の決定はフランデレン運動を生じさせる要因となり、以降、言語政策はフランス語とオランダ語の二言語のみを対象として行われることとなった。ベルギーの言語問題を扱うこれまでの研究においても、言語政策は常に二言語間の争いの調停手段として記述されてきた。

言語政策の問題をただ二つの公用語間の問題に留めてしまうことは、それ以外のことばの存在を覆い隠すことになる。独立当初は、そして少なくとも二十世紀の初頭に至るまで、ベルギー人の大部分を構成する一般の人々はそれら公用語とは異なる多様なことばを話していた。そのようなことばは「方言」と呼ばれ、言語政策の議論からは排除された。言語的に豊潤な地であったベルギーが、その言語政策を通して均質化されてきた。公用語以外のことばに対する政策上の不作為や無関心もまた、ベルギーの言語政策の一部として捉えなおすことが必要となる。

本研究における第一の目的は、そのような言語政策が果たした「方言」の周縁化のプロ

セスを明らかにすることである。そのために、本研究では言語政策の議論における「方言」観に着目する。言語政策と「方言」観は相互作用的な関係にある。言語政策により産み出された言語状況から、フランデレンとワロニーがそれぞれ独自の「方言」観を創り上げ、またその「方言」観に基づき言語政策が立案された。公用語政策を通した「方言」の排除には、言語使用を規定する言語法よりはむしろ、このような「方言」観が大きな役割を果たしたことを示す。

また、そのような「方言」観は、言語問題が存在しないとされる現在においても維持されている。ことを明らかにするのが本研究における第二の目的である。具体的には、現在、共同体間に見られる「方言」に対する政策の違いへの影響である。これまで、連邦構成体の一つである共同体の言語政策は、中央集権国家時代のそれとは別のものとして扱われてきた。しかし、「方言」観を通した考察により両者の接続が可能となる。共同体の政策は決して無から新たに生じた訳ではなく、かつての政策の延長線上に位置することを示す。さらには、現在ワロニーにおいて見られる「方言」復権の試みに対して、かつての「方言」観が運動を分断する要因の一つとして機能していることを示す。

本研究は四部から構成される。第I部（一、二章）では本研究の視座を提示する。ベルギーの言語政策の歴史をまとめた第II部（三章）は、実際に言語政策における「方言」観の分析を行う第III部（四、五、六章）と、その現在への影響を考察する第IV部（七、八、九章）を理解する上での基礎となる。第V部は結部である。

具体的には、第二章ではまず先行研究の整理を行う。従来の研究においては、ベルギーの言語問題を説明変数の一つとして扱い、それ故に「フランス語対オランダ語」という二項対立的な言語政策の捉え方に終始してきたことを示す。その後、二十世紀後半になり登場した言語政策研究を概観し、政策の「意図性」と「選択性」を強調する従来の言語政策のモデルの問題点を指摘する。そこで本研究では、言語政策を「言語にまつわる言説の総体」とより大きく捉え、そのような言説の分析を行うことになる。

第三章では、言語政策の最も目に付きやすい形態である言語法を時系列的に見ていく。それにより、ベルギーの言語政策におけるアプローチの変遷を確認することができる。この次章以降の「方言」の視点からの言語政策の考察へ向けたこの予備的作業により示されるのは以下の二点である。すなわち、単一言語主義から二言語主義、そして地域別単一言語主義へというアプローチの変遷自体が、そもそも公用語間の力関係のみを考慮してなされてきたという点と、言語法に「方言」の存在が現れてくることはなかったという点である。

第四章からは実際に「方言」の視点から言語政策を考察していく。まずは国会における政治家の言説の分析である。国会は言語政策の議論がなされる「場」であると同時に、それ自体が使用言語をめぐって公用語間の争いのアリーナとして機能した「場」でもある。分析を通して、フランデレン人議員とワロニー人議員で異なる「方言」観を有したことを示す。このような独自の「方言」観は、公用語間の争いにおいて優位に立つために創り出されたものであり、実際にそれに基づく戦略が政策議論において採られた。

第五章では、引き続き、フランデレン運動とワロニー運動の二つの民族運動で見られた「方言」観の分析を行う。運動家の言説から抽出される二つの「方言」観は、前章の政治家のそれと同様のものであり、そこで採られた戦略も同様であった。

第六章ではやや視点を変えて、国勢調査の一部として長年行われてきた言語調査における「方言」について考察を行う。公的な言語調査はその性質からしてそもそも極めて政治的な営為である。それに加え、ベルギーにおいては調査の結果が言語圏の確定に利用されるなど、より直接的に言語政策の一部として機能してきた。調査項目を分析することで、その歴史を通して「方言」は近接の標準語に包摂された形で提示されてきたことを明らかにする。言語調査は、二（三）言語からなるベルギーというイメージを形成し、ベルギーの言語問題から「方言」の存在を覆い隠すことに寄与してきた。また、言語調査に対するフランデレンとワロニー双方の要求から、前面に現れてはこないが両共同体間の「方言」観の違いが存在することも示される。

以上、第III部の三つの章の分析を通して、公用語政策によってもたらされた「方言」の周縁化のプロセスが明らかになる。公用語間の争いのために創り上げられたフランデレンとワロニーそれぞれの「方言」観は、「方言」の捉え方は異なるものの、それを副次的な地位に追いやるという点においては違いがなかった。すなわち、フランデレン側の「方言」観では、一般の人々の「方言」は標準オランダ語の中に取り込む必要があった。一方で、それとは異なる「方言」観をもつワロニー側にとっても、ワロニーの「方言」に公的地位を認めることはフランデレン側の要求を認めることと同義であり、論理的にそれはできない話であった。

さて、第IV部ではそのような「方言」観の現在の政策への影響について考察を行う。最初の第七章では、両共同体による現在の言語政策を比較することで、その政策が一様ではないことを示す。フランデレン共同体は隣国オランダとの言語的協働を進め、そのための公的な言語機関を作り出す傍ら、自らの域内には保護を必要とすることばはないとの立場で政策を行う。フランス語共同体はフランス語の擁護と顕揚の政策を行いながらも、同時にかつての「方言」を言語として承認した。フランデレン共同体の政策は、その「方言」観からの当然の帰結であり、またフランス語共同体の政策もフランス語と「方言」を別のものと捉える「方言」観から矛盾なく導き出されるものである。

ただし、フランス語共同体の「方言」擁護の政策には、フランス語の地位は決して問題とされないという伝統も同時に受け継がれている。それは、かつて言語的丁寧さのために敢えて「犠牲」にしてきた「方言」を取り戻そうとする動きであり、維持されてきた「方言」観が時代の潮流に呼応しただけの話である。この点を明らかにするために、考察の対象をワロニーに限定し、第八章と第九章でワロニーにおける「方言」とその復権運動について見ていく。

二十世紀の後半になり、ワロニーにおける「方言」の復権を目指す運動が姿を現した。しかしながら、その使用領域は相変わらず非公的な領域に止まっているのが実情である。また、その擁護に携わる機関も一枚岩である訳ではない。とりわけ、ワロニー語・文学協会の立場は復権運動を分断させる危険性をはらんでいる。ワロニー語のアカデミーとして半ば公的な性質をもち合わせるこの協会の「方言」観は、かつての伝統を色濃く受け継いでいる。すなわち、「方言」には限定された機能（とりわけ文学）を与えて保存するのが最善の策であるとする立場である。

以上の分析を通して、公用語間の争いを優位に進めるために創り上げた「方言」観を介して、言語政策が「方言」を周縁化してきたプロセスを明らかにすると共に、そのようなかつての中央集権国家時代の「方言」観の伝統が現在でもなお影響力を保持していることを明らかにした。これは公用語のみを対象として行われる言語政策の有する「負の効用」である。

論文審査の結果の要旨

本論文は、ベルギーの言語政策を研究対象とし、そこに見られる諸問題を「方言」の視点から捉えようとしたものである。論述にあたっては、研究書・論文のみならず、議会議事録や民族運動家によるマニフェストなど、膨大な資料を丹念に読解・分析しながら、ベルギーの言語政策に関わるさまざまな面を包括的に把握しようとしている。

全体は四部から成り、最後に結部がつけられているが、本論文の中心をなしているのは言語政策における「方

言」観を分析した第Ⅲ部である。特に第四章の国会での議論の分析は優れており、公用語間の争いにおいて優位に立つためにフランデレン人政治家とワロニー人政治家とで異なった「方言」観が創り出されていく過程を浮かび上がらせている。第Ⅲ部では、フランデレン共同体とワロニー共同体の「方言」観の違いが民族運動家の言説の根底をなし、さらに言語調査の質問項目にも反映していることを指摘している。また第Ⅳ部では、第Ⅲ部で指摘した「方言」観が現在でも保持され、現在の各共同体の政策や「方言」復権運動に影響力をもっていることを、豊富な資料を通して裏付けている。

ベルギーの言語政策を「方言」の視点から捉え、しかも膨大な資料の分析によって実証的に示した研究は今だかつてなく、今後ベルギーの言語政策を論じる際に参照することが不可欠の論文と言って差し支えない。

もちろん不十分な点もない訳ではなく、本論文では主に言語政策の決定に携わる人々の意識に焦点が当てられていて、一般の人々がもつ「方言」観が取り上げられていないこと、ドイツ語話者の観点が抜けていることなどが挙げられるが、それらは今後の研究において追究されるべき課題であろう。日本語の表現がやや生硬であり、記述が単調になる傾向が見られるが、必ずしも本論文の価値を損なうものではない。

以上のことから、本論文は博士（言語文化学）の学位論文として価値のあるものと認められる。